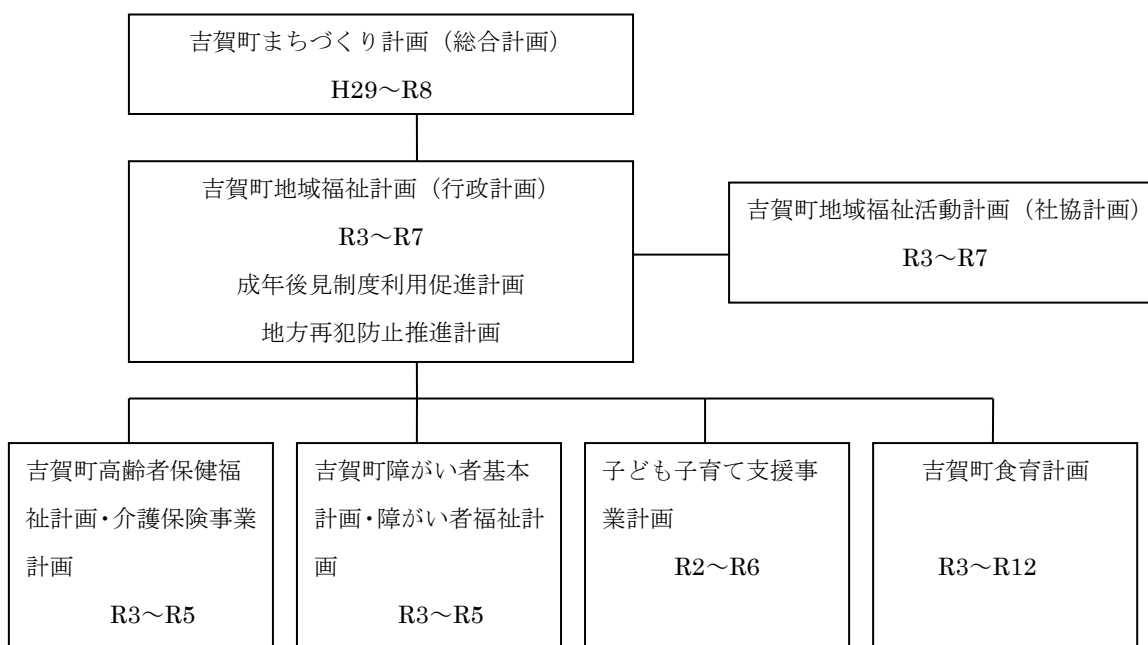


第4節 計画の位置づけと特徴

1. 位置づけ

吉賀町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく計画として位置づけられ、吉賀町まちづくり計画（総合計画）の下位計画であるとともに、吉賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、吉賀町障がい者基本計画・障がい者福祉計画、吉賀町子ども子育て支援事業計画など保健福祉分野の上位計画です。

なお、成年後見の利用促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び再犯の防止に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、この地域福祉計画に包含されています。



2. 特徴

前期計画の策定時、町保健福祉課と社会福祉協議会の間において、町が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、連動・合体して策定されることが望ましいのではないかとという基本合意に至り、一体的に計画を策定しました。

今期計画においても、計画策定の諸段階→委員会の開催→計画書編集の過程を一体的に進めました。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の計画とします。